

布川事件茨城の会・事務局ニュース

2011年4月18日

過去に例のない大地震により甚大な被害にあわれた皆様に心からお見舞い申し上げます。連日の余震に加え、原発事故の収束が見えない不安な日々が続いておりますが、こうした中でも各団体・個人が被災者救援と復興に全力を尽くしておられることに敬意を表します。

この震災で裁判所も大きな被害を受けたため、水戸地方裁判所土浦支部で3月16日に予定されておりました布川事件の判決日が延期となりました。お知らせが遅れましたことお詫び申し上げます。

◇判決日変更のお知らせ

このほど、延期後の期日が5月24日（火）と決まりましたのでお知らせ申し上げます。

当日の予定は従前と同じで、判決言渡しは午後1時30分からです。（詳細は別紙のとおりです）

守る会では、当日午前10時に土浦駅西口に集合して、裁判所まで人権ウォークを行い、その後傍聴券の抽選に加わっていただけるようお願いしております。判決言渡し後に、土浦市内の「ホテルマロウドつくば」にて記者会見を行い、可能な方には「祝勝会」パーティーへの参加も呼びかけております。準備の都合上、参加可能な方の人数を把握したく、5月13日頃までに別紙参加申込書にご記入の上FAXにてお知らせいただければ幸いです。

◇「検察の控訴断念を求める緊急署名」のお願い（控訴期限は6月7日）

守る会では『無罪判決』が出るものと確信しています。これが速やかに確定するよう、万が一にも検察が控訴しないよう求める世論を高め、検察への要請を行う予定です。

そのため、あらかじめ無罪判決を前提とした『検察の控訴断念を求める緊急署名』を集めて、判決言渡し後、水戸地方検察庁に提出したいと考えております。（同封します）

震災復興に大変な時期とは存じますが、桜井昌司さん・杉山卓男さんの44年目の人権回復を絶対に先延ばしにしないために、可能な団体・個人署名のご協力をお願いします。

署名の集約は、第1次分を5月23日必着、第2次分を6月6日必着でお願いします。同封の返信用封筒をご利用下さい。（大変恐縮ですが、切手はカンパでお願い致します）

◇検察庁要請日のお知らせ

第1回 5月25日（水／判決日の翌日） 午前11時～水戸地方検察庁（10分前集合）

第2回 6月6日（月） 午前11時～※但し、この日までに控訴断念表明があれば中止します。

◇水戸駅ロングラン宣伝・署名活動にご参加ください

布川事件の判決内容を市民に知らせ、検察の控訴を許さないために、水戸駅宣伝・署名を行います。6時間にわたる行動を予定しています。可能な時間帯にご参加いただければ幸いです。

日時 5月28日（土） 午前10時～午後4時 水戸駅南口集合

◇映画「ショージとタカオ」水戸上映会の延期のお知らせ

4月1日に予定しておりました映画上映会は、会場の県民文化センターが地震の被害で使用できなくなり、延期となりました。現在も復旧作業中で新規の予約を取ることができないため、延期後の日程を決めることができないでおります。会場の確保ができ次第お知らせします。なお、チケットについては延期後の上映会にご利用いただけますが、払い戻しをご希望される方は、代金を支払った方に直接申し出ていただくか、事務局にご連絡いただければご返金させていただきますのでお申し出下さい。

◇布川事件茨城の会総会のお知らせ・・・6月25日（土）！

私たちは、桜井昌司さん・杉山卓男さんの無罪判決を求めてたまたかってきました。いよいよその願いがかなう日が近づいています。この目的が達成されれば、布川事件茨城の会はその主たる役割を終えます。その日程を見越して、下記のとおり総会を行います。

予定どおり無罪判決が確定していれば、引き続き「祝勝会」を行います。（万が一控訴されれば、「抗議決起集会」とします）

【総会】

日時 6月25日（土） 午後1時～2時30分

会場 「フェリバールサンシャイン」

（水戸駅南口、水城高校の奥、旧「サンシャイン常陽」）

内容 ○判決報告【布川事件弁護団】

○桜井昌司さん杉山卓男さんあいさつ

○活動の総括

○守る会の今後の活動について ほか

【祝勝会】

同会場にて 午後2時45分～5時15分

参加費 5000円

◇その他

- 判決日が延期になった関係で、4月26日に最後の裁判所要請を行いますので、「無罪判決を求める署名」がまだ手元にある方は、事務局までご送付下さるようお願いいたします。
- 守る会として毎年参加しておりました5月3日の「憲法フェスティバル」は中止になりましたので、お知らせします。なお、同実行委員会では、5月3日午後0時から2時まで、水戸駅で被災者救援・復興支援の宣伝・募金行動を行う予定ですので、あわせてお知らせします。

〒310-0062 水戸市大町3丁目1番24号 はばたきビル

電話 029-231-4555 FAX 029-232-0532

桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る茨城の会

代表世話人 田 村 武 夫 ほか

布川事件の無罪判決に対する控訴断念を求める要請書

水戸地方検察庁 御 中

布川事件の再審公判において、2011年5月24日、水戸地方裁判所土浦支部は、桜井昌司さん、杉山卓男さんの両名に、完全無罪の判決を言い渡しました。これまで無実を信じて支援し続けてきた私たちは、二人がようやく「強盗殺人犯」の汚名を雪ぐことができたことを心から歓迎します。

同時に、この日を迎えるまでに44年もの期間を要したこと、その間29年もの投獄を含め人生の大半を自由と人権を奪われ続けてきたことに強い憤りを覚えずにいられません。

この誤判を招いた最大の原因が、警察・検察の自白強要や誘導など違法な捜査、さらに無実の証拠を法廷に提出せず隠し続けてきた違法な公判活動にあることは、再審公判の無罪判決からも、再審請求審の一審・二審・最高裁決定からも明らかです。こうした警察・検察の違法な捜査手法や証拠隠し、証拠ねつ造等の構図は、足利事件はじめ近年相次いで無罪判決を得た他のえん罪事件でも、昨年の大阪地検特捜部による郵便不正事件の捜査でも全てに共通した構造的な問題です。警察・検察がその絶大な権限を駆使して無実の者を犯人に仕立て上げる『えん罪』を二度と生み出さないために、検察は、この布川事件の誤判原因を真摯に検討し、猛省すべきであり、何よりも二人に対して心から謝罪すべきです。

いわんや、万が一にも、この無罪判決に対して控訴するようなことは、地に落ちた検察の威信をさらに自壊させるだけであり、断じて許されません。

私達は、貴検察庁が、これらの点を十分に考慮され、誤判原因の解明とえん罪の再発防止、さらには司法への信頼回復を図られるよう、下記のとおり要請します。

記

- 1 布川事件の誤判原因を究明し、桜井昌司さん・杉山卓男さんに心から謝罪すること
- 2 無罪判決に対する控訴権を直ちに放棄すること
- 3 二度とえん罪を作らないために、取調べの全面可視化、手持証拠の全面開示を行うこと

2011年 月 日

【取扱団体】 〒310-0062 水戸市大町3丁目1番24号 はばたきビル
桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る茨城の会 電話 029-231-4555 FAX 029-232-0532

おなまえ	ご住所